

広島県告示第三十六号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和四年十二月二十八日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和五年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸高田市	奥の谷ため池外五箇所（別表一のとおり）

別表一は、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。